

定額減税補足給付金（不足額給付）申請書

定額減税補足給付金（不足額給付）とは、令和6年度に支給した定額減税調整給付金の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、その不足する額を支給するものです。

古賀市長

私は定額減税補足給付金（不足額給付）について、下記のとおり申請します。

【対象者の事項】

令和6年度の住民税を古賀市以外で課税されている

以下のA、Bのうち、ご自身が当てはまる申請パターンに してください

A 令和6年分の所得税額及び令和6年度住民税所得割額から算出される定額減税控除不足額を1万円単位に切り上げた額が、令和6年度に実施した調整給付金の支給額を上回る人

対象となりうる例

例① 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、

「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった人

例② 子どもの出生など、扶養親族などが令和6年中に増加したことにより、

「所得税分定額減税可能額（調整給付時）」 > 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった人

例③ 調整給付金の基準日以降に税額修正があり、

「令和6年度個人住民税所得割額」が定額減税可能額より少なくなった人

例④ 令和6年中に海外から転入した人

B 次の1から3の条件の全てに当てはまる人

- 令和6年分所得税額、令和6年度個人住民税所得割額がともに0円（本人として定額減税の対象外）
- 税制度上「扶養親族」の対象外（扶養親族として定額減税の対象外）
- 令和5年度分及び6年度に実施した非課税世帯（又は均等割のみ世帯）向け給付を世帯主又は世帯員として受給していない

裏面をご覧ください

【誓約・同意事項】全ての項目を確認し、にチェック（レ）してください。

- ① 古賀市における審査の結果、支給要件に該当しなかった場合、又は算定した結果支給額が0円となる場合は定額減税補足給付金（不足額給付）は支給されません。
- ② 定額減税補足給付金（不足額給付）の支給要件の該当性等を審査等するため、古賀市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める、提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

 私は以上の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。**【申請者本人】**

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
			前住所

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 定額減税補足給付金（不足額給付）申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

【提出方法】

1か2のいずれかの方法で申請してください

1. 不足額給付金窓口（古賀市役所2階第2庁舎）に持参する
2. 郵送により申請する

送付先 〒811-3192 古賀市駅東一丁目1番1号 古賀市不足額給付金窓口宛

【提出書類】

提出前に必ず☑してください

- この申請書
- 本人確認書類（顔写真付き証明書）
- （代理申請を行う場合）代理人の本人確認書類（顔写真付き証明書）
- （事業専従者に該当する人）事業専従者であることがわかる確定申告書の写しなど

【本人確認書類貼付欄】

本人（代理人）確認書類とは

※運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどの写し（コピー）

※代理申請を行う場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

事業専従者に該当する人は、事業専従者であることが分かる確定申告書等の写しを添付してください

お問い合わせは

古賀市不足額給付金窓口

☎092-692-1094